

## 長野県中小企業振興条例について

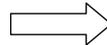
産業政策課

中小企業の振興に関する条例を制定するため、長野県中小企業振興審議会における審議に加え、広く県民や関係団体・企業等から御意見をお聴きしながら作業を進めます。(平成26年2月県議会に議案を上程予定)

## 1. 目的

- 中小企業の振興
- ・各関係者の役割や取組を規定
  - ・関係者間の「連携」の強化
  - ・県の基本的施策を規定

結果



- 地域経済の活性化
- 地域社会の持続的発展

## 2. 構成

前文
第1章 総則 (目的、定義、基本理念、関係者の役割等)
第2章 基本的施策
第1節 中小企業者の経営の向上及び改善
第2節 創業、次世代産業の創出及び集積並びに産業のイノベーションの創出
第3節 地域に根ざした産業の振興等
第4節 小規模企業者の事業環境の整備等
第5節 雇用機会の提供及び人材の育成等
第6節 産学官等の連携の促進等

## 3. 本県の特徴

- ① 中小企業の受注機会の増大(12条)  
県による県内中小企業への優先発注
- ② 県産品の購入促進(5条5項、11条2項、12条)  
県民等による購入促進、県による優先発注
- ③ 後継者の育成・確保支援(25条)  
円滑な事業承継を支援
- ④ 事業継続の支援(15条)  
事業継続計画(BCP)の策定支援
- ⑤ 小規模企業への配慮(2条2号、3条4号、22条)  
小規模事業者を重点支援
- ⑥ 雇用面への配慮(2条7号、3条5号、23条)  
関係者に労働団体を規定など
- ⑦ 立地企業の定着促進(18条)  
立地後のアフターケアなど
- ⑧ 本県産業の特色を反映(3条2号、3号)  
次世代産業、イノベーションの創出(17条)  
商店街(19条)や地場産業(20条)  
観光産業等(21条)にも配慮
- ⑨ 商工団体等への加入促進(5条4項、7条)  
中小企業者、大企業者の団体加入促進

## 4. スケジュール

年月	検討事項	中小企業振興審議会	意見募集
H24.9月 ～ H25.7月	骨子の検討	全体会 H24.9.19 条例検討部会① 12.20 条例検討部会② H25.3.26 全体会 6.18	パブリックコメント H25.7.3～8.1 経済団体意見交換会① 7.11～16 地域別意見聴取会 長野会場 7.22 松本会場 7.24
H25.8月 ～ H26.1月	条文の検討	条例検討部会 10.30 全体会 12.26	経済団体意見交換会② 12.10～12
2月	2月県議会に条例案提出予定		